

春日部市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条 - 第9条）
- 第2章 厚生福祉（第10条 - 第13条）
- 第3章 建設（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総務

（春日部市行政手続条例の一部改正）

**第1条** 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>(1) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者、病院事業管理者</u>その他法律等又は条例等に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。</p> <p>(7) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者、病院事業管理者</u>その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律等及び条例等をいう。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>(1) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>その他法律等又は条例等に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。</p> <p>(7) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律等及び条例等をいう。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>

（春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

**第2条** 春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (3) 市の機関 市の執行機関、 <u>水道事業管理者、病院事業管理者</u> 又はこれらに置かれる機関をいう。 (4) 市の執行機関等 市の執行機関、 <u>水道事業管理者</u> 又は <u>病院事業管理者</u> をいう。	(定義) 第2条 (3) 市の機関 市の執行機関、 <u>水道事業管理者</u> 又はこれらに置かれる機関をいう。 (4) 市の執行機関等 市の執行機関又は <u>水道事業管理者</u> をいう。

(春日部市市民参加推進条例の一部改正)

**第3条** 春日部市市民参加推進条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (3) 市の機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者及び病院事業管理者</u> をいう。	(定義) 第2条 (3) 市の機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び <u>水道事業管理者</u> をいう。

(春日部市情報公開条例の一部改正)

**第4条** 春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第3条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者、病院事業管理者</u> 及び議会をいう。	(定義) 第3条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者</u> 及び議会をいう。

(春日部市個人情報保護条例の一部改正)

**第5条** 春日部市個人情報保護条例(平成17年条例第17号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。</u>	(定義) 第2条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>水道事業管理者及び議会をいう。</u>

(春日部市職員定数条例の一部改正)

**第6条** 春日部市職員定数条例(平成17年条例第30号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 (2) 市長の事務部局の職員 <u>965人</u> (10) <u>公営企業の事務部局の職員</u>  ア 水道事業 43人 イ 病院事業 426人	(定数) 第2条 (2) 市長の事務部局の職員 <u>1,391人</u> (10) <u>公営企業の事務部局の職員 43人(水道事業)</u>

(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

**第7条** 春日部市特別職報酬等審議会条例(平成17年条例第45号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長、水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第8条** 春日部市職員の給与に関する条例(平成17年条例第52号)の一部を次のように

改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条又は号（以下「改正前の条等」という。）に対応する改正後の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正前の条等を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																
<p>（給料表）</p> <p>第3条</p> <p>（2）</p> <p>（昇格・昇給の基準）</p> <p>第4条</p> <p>8 <u>55歳</u>を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>（地域手当）</p> <p>第9条の2</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、<u>その額に100分の50</u>を乗じて得た額とし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>その額に100分の150</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p><u>医療職給料表</u></p> <p style="text-align: right;">（単位 円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">職員</td> <td style="width: 10%;">職務の</td> <td style="width: 10%;">1級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> <td style="width: 10%;">5級</td> <td style="width: 10%;">6級</td> </tr> </table>	職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	<p>（給料表）</p> <p>第3条</p> <p>（2）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 医療職給料表（1）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 医療職給料表（2）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 医療職給料表（3）</p> <p>（昇格・昇給の基準）</p> <p>第4条</p> <p>8 <u>55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）</u>を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>（地域手当）</p> <p>第9条の2</p> <p>第9条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額の地域手当として支給する。</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては20,000円）</u>を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、<u>それぞれその額に100分の50</u>を乗じて得た額とし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>それぞれその額に100分の150</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p><u>ウ 医療職給料表(3)</u></p> <p style="text-align: right;">（単位 円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">職員</td> <td style="width: 10%;">職務の</td> <td style="width: 10%;">1級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> <td style="width: 10%;">5級</td> <td style="width: 10%;">6級</td> </tr> </table>	職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級										
職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級										

の区 分	級							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

の区 分	級							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用する。

(3) 別表第2ア医療職給料表(1)及びイ医療職給料表(2)を削る。

(春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第9条** 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第54号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条又は号(以下「改正前の条等」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号(以下「改正後の条等」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条等を当該改正後の条等とする。

(2) 次の表中、改正前の条等に対応する改正後の条等が存在しない場合にあっては、当該改正前の条等を削る。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条	第2条
(11) (略)	(11) 医師手当
(防疫作業手当)	(12) 診療特別手当
第4条 防疫作業手当は、 <u>職員</u> が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症又は二類感染症及びこれに準じる感染症をいう。以下この項において同じ。)の患者又は感染症の疑いのある患者の救護、消毒等の防疫作業又は病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したときに支給する。	(13) 救急業務手当
(保健福祉業務手当)	(14) 放射線作業手当
第7条	(15) 夜間看護手当
	(16) 死体処置手当
	(17) (略)
	(防疫作業手当)
	第4条 防疫作業手当は、 <u>職員(春日部市立病院(以下「市立病院」という。)に勤務する医師及び歯科医師を除く。)</u> が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症又は二類感染症及びこれに準じる感染症をいう。以下この項において同じ。)の患者又は感染症の疑いのある患者の救護、消毒等の防疫作業又は病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したときに支給する。
	(保健福祉業務手当)
	第7条

- (1) 保健師が訪問して保健指導業務に従事したとき。
- (2) 看護師が訪問して看護業務に従事したとき。
- (3) 栄養士が訪問して栄養指導業務に従事したとき。

(6) (略)

2

- (1) 前項第1号、第4号及び第6号の業務  
日額300円

- (1) 保健師（市立病院に勤務する職員を除く。）が訪問して保健指導業務に従事したとき。
- (2) 看護師（市立病院に勤務する職員を除く。）が訪問して看護業務に従事したとき。
- (3) 栄養士（市立病院に勤務する職員を除く。）が訪問して栄養指導業務に従事したとき。
- (6) 市立病院において医療福祉業務に従事する職員が訪問して医療に関する相談、指導等の業務に従事したとき。

(7) (略)

2

- (1) 前項第1号、第4号、第6号及び第7号の業務  
日額300円  
(医師手当)

第13条 医師手当は、市立病院に勤務する医師及び歯科医師に支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、月額60,000円に免許取得後の経験年数に応じて1年につき3,000円を加算した額(ただし、その額が168,000円を超えるときは、168,000円)とする。

(診療特別手当)

第14条 診療特別手当は、市立病院に勤務する医師及び歯科医師に対し、診療の実績に応じて支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額の合計額から診療科目別に算出した1人当たりの平均額に100分の10を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 毎月1月当たりの外来患者数に再診料を乗じて得た額
- (2) 毎月1月当たりの入院延患者数に入院時医学管理料を乗じて得た額
- (3) 毎月1月当たりの総手術料
- (4) 毎月1月当たりの分娩数に分娩料を乗じて得た額

- 3 前項に規定する再診料、入院時医学管理料、総手術料及び分娩料については、規則で定める。

(救急業務手当)

第15条 救急業務手当は、市立病院に勤務する医師及び歯科医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 宿日直勤務中において救急の外来患者に対処するための業務その他の救急業務

(2) 勤務時間外において緊急の呼出しに応じて行う救急業務

2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号の業務 日額15,000円(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年条例第39号)第3条第1項及び第4条の規定による週休日並びに同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に従事した場合は、22,500円)。ただし、同一の月に3回以上従事した場合は、その3回以上の1回につき10,000円を加算する。

(2) 前項第2号の業務 日額7,500円  
(放射線作業手当)

第16条 放射線作業手当は、放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視の作業に従事する職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、日額200円とする。

(夜間看護手当)

第17条 夜間看護手当は、市立病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合 6,800円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務で次に掲げる場合

ア 深夜における勤務が4時間以上の場合 3,300円

イ 深夜における勤務が2時間以上4時間未満の場合 2,900円

ウ 深夜における勤務が2時間未満の場合 2,000円

(死体処置手当)

第18条 死体処置手当は、市立病院に勤務する職員が死体の死後の処置をしたときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1回につき500円とする。

(不快手当)

第19条 (略)

(不快手当)

第13条 (略)

(手当の減額等) 第14条 (略)	(手当の減額等) 第20条 (略)
(委任) 第15条 (略)	(委任) 第21条 (略)

## 第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第10条** 春日部市病院事業の設置等に関する条例(平成17年条例第203号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は項(以下「改正前の条等」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は項(以下「改正後の条等」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条等を当該改正後の条等とする。
- (2) 次の表中、改正後の条等に対応する改正前の条等が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(法の適用) 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定により、病院事業に財務規定等を除く法の規定を平成20年10月1日から適用する。	
(経営の基本) 第4条 (略)	(経営の基本) 第3条 (略)
(組織) 第5条 法第14条の規定により、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、市立病院を置く。	
(診療科目及び病床数) 第6条 2 前項各号に掲げるもののほか、診療科目については、管理者が別に定めることができる。	(診療科目及び病床数) 第4条 2 (略)
(重要な資産の取得及び処分) 第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得て	(重要な資産の取得及び処分) 第5条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に



<p>する売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ、若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ、若しくは譲渡とする。</p>	<p>供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ、若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ、若しくは譲渡とする。</p>
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条（略）</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条（略）</p>
<p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 第9条（略）</p>	<p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 第7条（略）</p>
<p>（業務状況説明書類の提出） 第10条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>（業務状況説明書類の作成） 第8条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</p>
<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p>	<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p>
<p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。</p>	<p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</p>

（春日部市立病院条例の廃止）

**第11条** 春日部市立病院条例（平成17年条例第204号）は、廃止する。

（春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

**第12条** 春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>( 使用料等の減免 )</p> <p>第 4 条 生活保護法に基づく生活扶助を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者又は<u>病院事業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が必要であると認められた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>( 使用料等の減免 )</p> <p>第 4 条 生活保護法に基づく生活扶助を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者又は<u>市長</u>が必要であると認められた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

( 春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の一部改正 )

**第 13 条** 春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例 ( 平成 17 年条例第 206 号 ) の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>( 奨学金の額 )</p> <p>第 3 条</p> <p>( 3 ) 前条第 3 号に掲げる者 <u>病院事業管理者</u> (以下「<u>管理者</u>」という。)が定める額</p> <p>( 貸与の停止及び休止 )</p> <p>第 7 条 <u>管理者</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、将来に向けてその貸与を停止するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止する。</p> <p>( 返還 )</p> <p>第 8 条</p> <p>2 前項の規定による返還金は、養成施設を卒業又は退学した後において<u>管理者</u>が指定する日までに返還しなければならない。</p> <p>( 返還の債務の当然免除 )</p> <p>第 9 条 <u>管理者</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。</p>	<p>( 奨学金の額 )</p> <p>第 3 条</p> <p>( 3 ) 前条第 3 号に掲げる者 <u>市長</u>が定める額</p> <p>( 貸与の停止及び休止 )</p> <p>第 7 条 <u>市長</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、将来に向けてその貸与を停止するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止する。</p> <p>( 返還 )</p> <p>第 8 条</p> <p>2 前項の規定による返還金は、養成施設を卒業又は退学した後において<u>市長</u>が指定する日までに返還しなければならない。</p> <p>( 返還の債務の当然免除 )</p> <p>第 9 条 <u>市長</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。</p>

<p>(返還の債務の裁量免除)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した奨学金の返還の債務のうち履行期が到来していない部分の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由が継続する期間は、奨学金の返還を猶予することができる。</p> <p>(2) 傷病災害その他やむを得ない理由により<u>管理者</u>が猶予することが適当と認めるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p>	<p>(返還の債務の裁量免除)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した奨学金の返還の債務のうち履行期が到来していない部分の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由が継続する期間は、奨学金の返還を猶予することができる。</p> <p>(2) 傷病災害その他やむを得ない理由により<u>市長</u>が猶予することが適当と認めるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	--

### 第3章 建設

(春日部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第14条** 春日部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第198号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">春日部市<u>水道事業企業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業に従事する企業職員</u>(以下「<u>水道事業企業職員</u>」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>水道事業企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた<u>全額</u>とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>水道事</u></p>	<p style="text-align: center;">春日部市<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた<u>金額</u>とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>管理者</u></p>

業管理者（以下「管理者」という。）が指定するもの（以下「指定管理職員」という。）について支給する。

（扶養手当）

第6条

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（通勤手当）

第7条

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（特殊勤務手当）

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

（超過勤務手当）

第9条 超過勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日給）

第10条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日給は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

3 前2項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休

が指定するものについて支給する。

（扶養手当）

第6条

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（通勤手当）

第7条

（1）通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（特殊勤務手当）

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

（超過勤務手当）

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日給）

第10条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日等に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日給は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

3 前2項の休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該

<p>日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)その他管理者が定める日をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、<u>指定管理職員</u>が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日(祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)において勤務する場合に支給することができる。</p> <p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 <u>水道事業企業職員</u>で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、<u>第4条の規定により管理職手当を支給される職員</u>が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日(祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)において勤務する場合に支給することができる。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 <u>企業職員</u>で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>
--	--

(春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

**第15条** 春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例(平成17年条例第201号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条</p> <p>2 管理者の給料の支給方法は、<u>春日部市水道事業企業職員の給与に関する規程</u>(平成17年企業管理規程第1号)の適用を受ける職員(以下「<u>水道事業企業職員</u>」という。)の例による。</p> <p>(通勤手当)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条</p> <p>2 管理者の給料の支給方法は、<u>春日部市企業職員の給与に関する規程</u>(平成17年企業管理規程第1号)の適用を受ける職員(以下「<u>企業職員</u>」という。)の例による。</p> <p>(通勤手当)</p>
<p>第3条</p> <p>2 通勤手当の額及び支給方法は、<u>水道事業企業職員</u>の例による。</p>	<p>第3条</p> <p>2 通勤手当の額及び支給方法は、<u>企業職員</u>の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第12条の部分による改正前の春日部市立病院使用料及び手数料条例及び第13条の部分による改正前の春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の規定により市長がした処分又は市長に対してなされた申請その他の行為は、同日以後は、第12条の部分による改正後の春日部市立病院使用料及び手数料条例及び第13条の部分による改正後の春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。